

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	田井 (田井町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区内に営農組織はなく、個人農業者は2名で、しかも機械作業はいずれも作業委託しており、すでに農業者はゼロに等しい。幸い、農地の場所、形状等は優良で地区外からの大規模農家により利用されているので耕作放棄地は無し。
- ・アンケートの結果では、一部家庭で将来的に農業をしたい意向があったため、その時は集落で協議する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・作物の生産を含め現状を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農用地の集積、集団化はほぼ完了している。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現時点までの集団化に活用している。今後必要時には活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
小区画農地同士や、段差が少ない隣接農地については所有者の承諾の元、畦の取り外しを行う等、中心経営体の効率的な耕作環境の樹立を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状、他地区からの2組織でほぼ100%の農用地が耕作されているので新たな、地区内からの就農がなければ現状を維持していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲、大豆等の一斉防除については、従来どおり委託して行く。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--